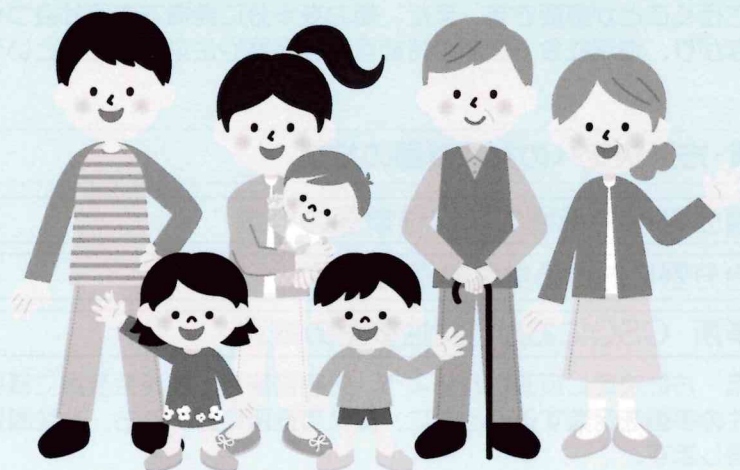


多久市男女共同参画計画

(2023-2027)

多久市DV対策基本計画・多久市女性活躍推進計画

概要版



計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

本市では、平成15年3月に第1次多久市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。今後も、男女がともに認め合い、互いに支えあいながら、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、第4次となる多久市男女共同参画計画(2023-2027)では、その理念のもとに重点施策の絞り込みを行い、本市の男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

基本理念

男女の人権の尊重

男女が、社会の対等な構成員として、政策や方針決定などあらゆる分野において参画できる機会が確保されること

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会における制度又は慣行のあり方を考え、中立なものとするように配慮されること

男女が共に参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、政策や方針決定などあらゆる分野において参画できる機会が確保されること

家庭生活と仕事・地域活動との両立

家族の一員として、男女が互いに協力し、子育て、介護など家族の一員として役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動を行うことができるようにすること

男女間の暴力の根絶

人間としての尊厳を傷つけ、ときには犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVを根絶し、被害者支援に向け取り組みを行うこと

佐賀県 多久市

計画の内容

基本目標1 男女平等・男女共同参画の意識づくり

- ①男女双方の意識の形成
- ②幼少期からの男女共同参画の意識の形成
- ③ダイバーシティの推進

男女平等・男女共同参画社会への理解を深め、固定的な性別役割分担意識や慣習の解消を図るためには、男女が性別にかかわらず、互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合う考え方が必要です。男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時から家庭や学校、地域の中で形成されます。関係機関や家庭、地域と連携しながら男女共同参画の視点に立った教育を行って行くことが重要です。また、能力を十分に発揮できる社会づくりには、ダイバーシティ（多様性）の推進にもつながり、地域社会・経済の持続可能な発展や企業の活性化という観点からも極めて重要となっています。

基本目標2 政策・方針決定への女性参画の推進

- ①審議会等への積極的な女性参画の推進
- ②政治分野における女性参画の推進
- ③事業所・CSOにおける女性参画の推進

男女の意見が平等に政策・方針決定に反映されるよう、各種審議会・委員会委員に積極的に女性を登用し、方針決定の場への積極的な女性の参画を促進するとともに、多久市役所においても、女性職員の職域拡大や能力向上、幹部職員等への登用を目指します。

女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進として、女性登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）など引き続き事業所・CSO等の団体などへ働きかけます。

基本目標3 支えあい安心して暮らせる環境づくり

- ①家庭や地域における男女共同参画の推進
- ②防災・復興における男女共同参画の推進
- ③生涯を通じた男女の健康の支援、相談機能の充実
- ④性の多様性に対する支援

家庭・地域における男女共同参画の実践促進に向けた意識啓発を進めます。また、CSO等との連携により、子育てや介護を支え合う環境づくりの推進や実践拡大を図っていきます。

男女共同参画の視点を捉えた災害対策に努めます。災害発生時や復興時における固定的な役割分担意識の解消を図り、社会責任が男性、女性それぞれに集中することがないよう、平常時から固定的な性的役割分担意識の解消を図り男女共同参画の視点を捉えた災害対策に努めます。

多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応するよう、心身の健康について適切な知識・情報を入手し、生涯にわたって、身体的・精神的・社会的に良好な状態でいられるよう、適切な支援を行います。

男女平等の視点に立ち、すべての方が暮らしやすい環境づくりに努めます。

基本目標4 男女がともに働きやすい環境づくり【多久市女性の活躍推進計画】

- ①子育て・介護に関する情報提供や支援
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③ハラスメント防止の啓発及び相談窓口との連携
- ④男女間における格差の改善・女性活躍の推進

※この計画中の「基本目標4」に掲げる内容は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に位置付けます。

※ワーク・ライフ・バランス (work-life balance) とは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。

◆子育て・介護に関する情報提供や支援

関係機関と連携しながら、市民や事業所に情報提供を行うとともに、事業所等に対しては、多様な働き方ができる勤務制度の導入など、職場環境の整備促進のための啓発を行っていきます。また、男性の子育てや介護への参画を推進します。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように、積極的な意識啓発や学習の機会を提供します。働く場面においては、性別に関係なく全ての人が、多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和を得られるよう推進を図ります。

また、ひとり親家庭や障がいのある方々も、安心して安定した生活ができるように対応を図ります。

◆ハラスメント防止の啓発及び相談窓口との連携

地位や権限等を悪用した職場におけるセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのハラスメントは、職場において労働者の能力の発揮を妨げるばかりではなく、重大な人権侵害でもあります。また、働く場以外にも、地域活動や教育の場等、あらゆる場面において生じる可能性があります。一旦発生すると、被害者に人間としての尊厳に取り返しのつかない傷を負わせることとなります。そのため、ハラスメントは、予防・防止が非常に重要であることから、市民及び事業所等への啓発活動を行います。

◆男女間における格差の改善・女性活躍の推進

労働の場での男女平等は、男女雇用機会均等法をはじめ、育児休業法の施行により改善されてきています。雇用や就業時における男女間格差の改善に向けた啓発を行います。

基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶【多久市DV対策基本計画】

	①DV防止の啓発及び教育
	②DV相談窓口体制の周知及び関係機関との連携
	③DV被害者の安全確保と関係機関との連携
	④支援制度に関する情報提供

※この計画中の「基本目標5」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村DV対策基本計画」と位置付けます。

◆DV防止の啓発及び教育

DVを防止するためには、市民各々がDVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを十分に認識し、DVについて正しく理解することによって、自らが加害者や被害者にならないように努めることが重要です。身体的暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力、社会的暴力などDV被害の多くは女性であり、若い世代においては、交際相手からの暴力、いわゆるデートDVも増えています。

そのために、様々な機会や手段を活用して、市民への啓発や早い段階からの教育を行い、DVについての認識を深め、DV防止教育を推進していきます。

◆DV相談窓口体制の周知及び関係機関との連携

DVは配偶者やパートナーなどの親密な間柄で発生するため、暴力が潜在化しやすく、また、周囲からも個人や家庭の問題として過小にみなされる傾向にあります。このため、周囲の人達が気づいたり、被害者が相談するまでに被害が拡大するおそれがあることから、早期発見が重要になります。

相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関と連携を行なうなど相談に対する体制を充実することにより通報や相談しやすい環境整備に努めます。

◆DV被害者の安全確保と関係機関との連携

DV被害者に対しては、まずは安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行うことが大変重要です。また、被害者の置かれた状況によっては、一時保護や保護命令の手続き等が必要な場合も考えられます。関係機関や関係部署との連携を図り、被害者の安全確保や個人情報の保護に努めます。

◆支援制度に関する情報提供

DV被害者が自立して、新たな生活を始めるためには、住居の確保をはじめ、生活の安定、就業、心身の健康に関する支援等を総合的に、切れ目なく行っていくことが求められます。総合的に被害者を支援するため、関係機関等との連携を図り、情報提供に努めます。

基本目標に基づく指標

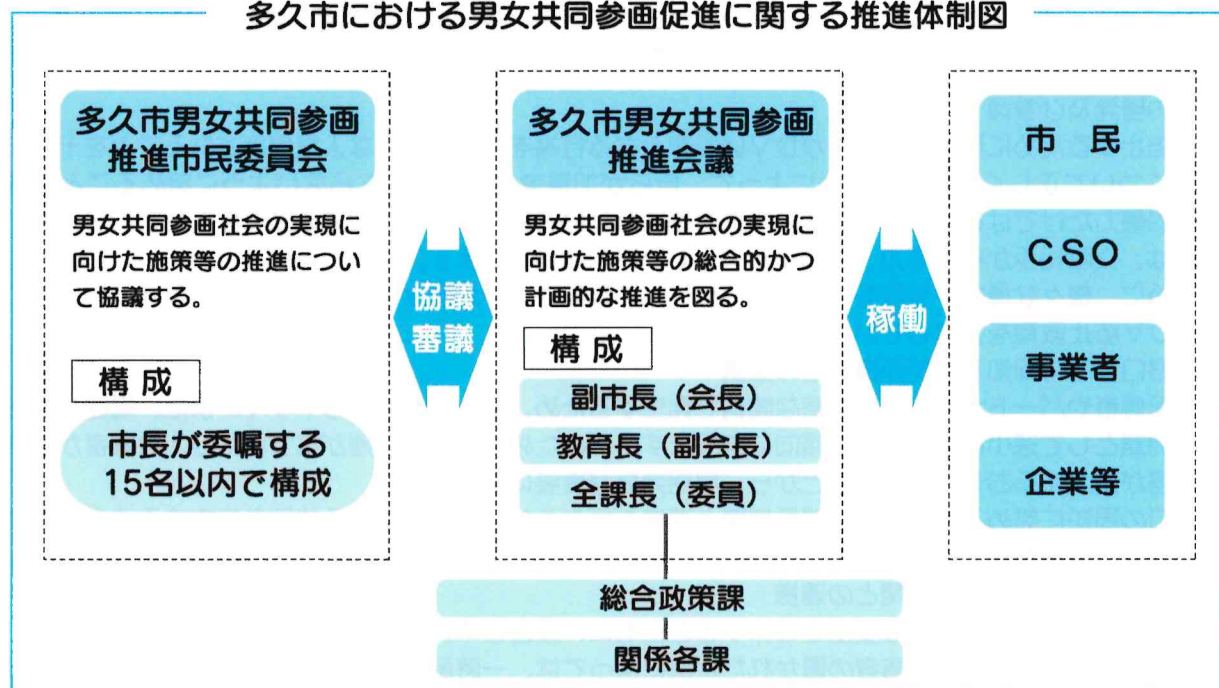
基本目標	指標項目		基本目標 重点施策	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
1	1	固定的性別役割分担意識に同意しない人の割合	1-①	75.7%	76.0%
	2	子どもたちの固定的性別役割分担意識に同意しない割合	1-②	75.4%	100%
	3	男女共同参画意識の醸成のための講演会等の開催	1-①	1回	1回/年
2	4	審議会・委員会等における女性委員の構成比率	2-①	38.7%	40.0%
	5	女性委員が不在の審議会等の数	2-①	13	0
3	6	子育て支援センター利用者数	3-①	6,404人	7,000人
	7	男性の積極的な家事・育児への参加を意識づける啓発事業の開催	3-①	0回	1回/年
	8	多久市防災会議における女性委員の割合	3-②	11.1%	30%
	9	子宮がん検診・乳がん検診の平均受診率	3-③	26.3%	30%以上
4	10	女性の活躍推進佐賀県会議の会員となっている市内企業の数	4-④	7事業所	10事業所
	11	民間企業の管理職に占める女性の割合	4-④	20.3%	25.0%
	12	事業所における男性の育児休暇の取得率	4-①	30.0%	35.0%
5	13	配偶者や恋人などからの暴力の被害経験割合	5-①	2.1%	1.0%
	14	配偶者や恋人などへの暴力の加害経験割合	5-①	3.5%	2.0%

推進体制

本計画の推進については、市民、事業者及び市が、男女共同参画社会を理解し、その重要性を認識するとともに、積極的に取り組むことが必要です。市は推進体制を強化するとともに、市民、CSO及び事業所との連携・協働も強化する必要があります。

また、市民、事業者は、男女共同参画の推進に寄与するよう努め、市が行う施策に協力するものとします。

多久市における男女共同参画促進に関する推進体制図



多久市総合政策課 男女共同参画係

〒846-8501 多久市北多久町大字小侍7番地1

TEL: 0952-75-2116

FAX: 0952-75-2110

e-mail: sougouseisaku@city.taku.lg.jp